

兵庫県規則第 40 号

兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例(平成 25 年兵庫県条例第 30 号)第 2 条第 6 項の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議(以下「有識者会議」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 有識者会議に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 有識者会議は、会長が招集する。

- 2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 有識者会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、有識者会議が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる有識者会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、知事が招集する。

平成 25 年 10 月 8 日